

原子力施設等におけるピックス
(令和4年12月26日～令和5年1月8日)

令和5年1月11日
原子力規制庁

○令和4年12月26日～令和5年1月8日の間に発生した以下の法令報告事象に該当する事案は、下表のとおり。

- 原子炉等規制法第62条の3又は放射性同位元素等規制法第31条の2に基づく報告事案(発生に係る報告に限る)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
			該当なし	

○主要な原子力事業者(*)の原子力事業所内で令和4年12月26日～令和5年1月8日の間に発生した以下に該当する事案は、下表のとおり。

- 保安規定に定める運転上の制限(LCO)から逸脱した事案
- 原子炉等規制法第62条の3に基づく報告事項に該当しないが安全確保に関係する事案で、事業者がプレス公表したもの

*……原子力発電所を所有する電気事業者、日本原子力研究開発機構及び日本原燃株

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
1月2日	関西電力株式会社	美浜発電所	美浜発電所3号機の運転上の制限(LCO)の逸脱及び復帰について	LCO逸脱(2日0:58) LCO復帰(2日1:36)

<参考> 海外の原子力施設におけるピックス
該当なし

<その他>
該当なし

(別紙)関西電力株式会社からの報告の概要

緊急情報

24時間以内に緊急情報はありません。



緊急時ホームページ/メール登録

情報提供

3日以内に情報提供はありません。



緊急時ホームページ/メール登録

現在位置

[トップページ](#) [法令・手続・文書](#) [規制法令及び通達に基づく申請・届出・許認可等の文書](#) [規制法令及び通達に基づく申請・届出・許認可等文書](#) [原子力施設別表示](#)

[原子力発電所の規制法令及び通達に基づく申請・届出・許認可等文書](#) [関西電力株式会社](#) [美浜発電所](#) [関西電力\(株\)から美浜発電所3号機における運転上の制限からの逸脱及び復帰に係る報告を受理](#)

原子力規制委員会

掲載日：2023年1月4日

関西電力(株)から美浜発電所3号機における運転上の制限からの逸脱及び復帰に係る報告を受理

原子力規制委員会は、令和5年1月2日に関西電力株式会社から、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第87条第9号の規定に基づき、美浜発電所3号機の運転上の制限(注)からの逸脱及び復帰について報告を受けました。

(注) 運転上の制限

保安規定において、多重の安全機能を確保するため、予備も含めて動作可能な機器(ポンプ等)の必要台数等を定めているものです。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、事業者は運転上の制限からの逸脱を宣言し、速やかに修理等の措置を行うことが求められます。なお、それらの措置を講ずれば、保安規定違反に該当するものではありません。

関係資料

[美浜発電所3号機の運転上の制限の逸脱および復帰について【PDF：392KB】](#)

関係ページ

[関西電力株式会社](#) [美浜発電所](#) [規制法令及び通達に係る文書](#)

お問い合わせ先

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 安全規制管理官(実用炉監視担当)：杉本 孝信

担当：小野、林

電話(直通) 03-5114-2262 電話(代表) 03-3581-3352

美浜発電所3号機の運転上の制限の逸脱・復帰について

2023年1月2日

関西電力株式会社

美浜発電所3号機（定格熱出力一定運転中）は、本日、0時58分に77kV受電保護リレー動作の警報^{※1}が発信し、予備変圧器のしゃ断器が開放しました。予備変圧器を経由した外部からの受電ができない状態となったため、0時58分に保安規定の運転上の制限^{※2}を満足していない状態にあると判断しました。

原因は、送電線の一部で停電が発生したことによるものです。その後、送電線が復旧して予備変圧器に異常がないことを確認したことから、しゃ断器を投入し、1時36分に保安規定の運転上の制限を満足する状態に復帰しました。

本事象による環境への放射能の影響はありません。

- ※1：過大な電流など送電線の異常から予備変圧器を保護するために働く安全装置が動作したこと示す警報。
- ※2：運転上の制限とは、安全機能を確保するために必要な機器（ポンプ等）の台数や、原子炉の状態毎に遵守すべき温度や圧力の制限を定めているもの。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、運転上の制限からの逸脱を宣言し、予め定められた時間内に措置を行うことが必要となる。

以 上